

貴自治体名 一宮市

懇談日時 10月20日(金) 午前・午後 10時00分～ 11時30分

懇談会場 _____ ※会場が確定している場合はご記入ください。

2023年自治体キャラバン請願・陳情項目についてのアンケート

【1】1. 介護保険・高齢者福祉 担当課(介護保険課)電話(0586-28-9018)FAX(0586-73-1019)

メールアドレス(kaigohoken@city.ichinomiya.lg.jp)

担当課(高年福祉課)電話(0586-28-9021)FAX(0586-73-1019)

メールアドレス(kounenfukushi@city.ichinomiya.lg.jp)

(1) 次年度繰越金・準備基金保有高

質問項目	2020年度末	2021年度末	2022年度末
第1号被保険者数 (A)	103,633 人	103,641 人	103,326 人
次年度決算繰越金 (B)	1,009,033,097 円	1,159,590,199 円	1,139,982,087 円
1人当たり繰越金 (B) / (A)	9,737 円	11,189 円	11,033 円
年度末準備基金保有高 (C)	2,173,647,245 円	2,308,974,245 円	2,294,465,912 円
1人当たり保有高 (C) / (A)	20,974 円	22,279 円	22,206 円
繰越金 + 基金保有高 (D)	3,182,680,342 円	3,468,564,444 円	3,434,447,999 円
1人当たり「繰越金 + 基金保有高」 (D) / (A)	30,711 円	33,467 円	33,239 円

(2) 介護保険料の独自減免制度 → 2022年4月以降の変更は ()ある (○)ない

① 低所得者への保険料減免制度

1) 保険料の市町村独自の低所得者への減免制度がありますか。

(○)ある ()ない

2) 低所得者減免がある場合、その内容をご記入ください。(2023年4月1日現在)

・減免対象の規定(所得段階区分等)の内容

所得段階が第1段階(生活保護受給者を除く)の老齢福祉年金受給者又は第3段階の方で、前年の合計所得金額が33万円以下の第1号被保険者については、保険料の20%を減免する。

・保険料の全額免除はありますか。 (○)ない ()ある

・資産保有による制限はありますか。 (○)ない ()ある

・保険料減免分に対する一般財源からの繰り入れはありますか。 (○)ない ()ある

・申請は必要ですか。 ()必要 (○)不要

3) 低所得者減免がある場合、その実績をご記入ください。

質問項目	2021年度	2022年度
保険料減免件数	3,454 件	3,581 件
保険料減免の金額実績	32,977,600 円	34,007,800 円

② 収入減少を理由にした保険料減免制度

1) 収入減少を理由にした保険料減免制度がありますか。(コロナ特例減免は除く)

(○)ある ()ない

2) ある場合、2023年4月1日現在の内容をご記入ください。(コロナ特例減免は除く)

生計維持者の前年の合計所得金額が210万円以下で、死亡、障害、長期入院、失業等の理由により、生計維持者の当該年中の合計所得金額の見込額が前年の合計所得金額に比し、2分の1以下に減少すると認められる場合、減免申請日以後到来する減免申請日の属する年度中の納期限にかかる納付額の合計額の100分の50に相当する額を減免する。

3) ある場合、その実績をご記入ください。(コロナ特例減免は除く)

質問項目	2021年度	2022年度
保険料減免件数	23 件	20 件
保険料減免の金額実績	551,500 円	453,500 円

4) コロナ特例減免の適用実績をご記入ください。

質問項目	2021年度	2022年度
保険料減免件数	63 件	48 件
保険料減免の金額実績	3,497,900 円	3,194,300 円

(3) 保険料滞納の状況と処分件数について

質問項目		2021年度	2022年度
保険料滞納者数	保険料滞納者実人数	1,035	1,056
	保険料滞納者延べ件数	9,532	9,022
保険給付の制限	償還払い人数	2	0
	保険給付の一時差し止め人数	0	0
	3割負担人数	30	22
財産差押え	差押え実人数	7	5
	差押え件数合計	7	5

(4) 介護保険利用料の独自減免制度 → 2022年4月以降の変更は ()ある (○)ない

①利用料の市町村独自の低所得者への減免措置がありますか。

()ある → 実施年月()年()月 (○)ない

②市町村独自の利用料減免がある場合、その内容をご記入ください。(2023年4月1日現在)

1)減免対象の規定(所得段階区分等)の内容

2)訪問介護利用料の助成割合 ()

3)居宅サービス利用料の助成割合 ()

4)施設サービス利用料の助成割合 ()

5)利用料減免分に対する一般財源からの繰り入れはありますか。 ()ない ()ある

※一般会計から直接支給している場合も「ある」としてください。

③低所得者減免がある場合、その実績をご記入ください。

質問項目	2021年度	2022年度
利用料減免件数	件	件
利用料減免の金額実績	円	円

(5) 特別養護老人ホームの待機者について ※人数は名寄せしてご記入ください。

①特別養護老人ホームの待機者(要介護3以上)は、何人ですか。(134)人(令和5年4月現在)

②要介護1、2の入所者数、待機状態にある人を把握していますか。

()把握している → 入所者数()人 待機者数()人 ()年 ()月現在

(○)把握していない

③特別養護老人ホームの入所者の申し込みにあたって貴自治体の対応(該当に○印を)

()自治体の窓口でも相談・受け付け業務を行っている

()行政区内の施設から情報を定期的に得ている

(○)当該施設に任せており、対応はしていない

(6) 施設サービス基盤整備

①特別養護老人ホーム等の整備状況について

※()カッコ内には新規施設数、新規定員数を再掲してください。

	第8期(～2023年度)		2022年度			
	計画		計画		実績	
	施設数	定員	施設数	定員	施設数	定員
特別養護老人ホーム	24 (1)	1,703 (100)	24 (1)	1,703 (100)	24 (1)	1,703 (100)
介護老人保健施設	8 (0)	835 (0)	8 (0)	835 (0)	8 (0)	835 (0)
認知症グループホーム	25 (1)	432 (18)	25 (1)	432 (18)	25 (1)	432 (18)
特定施設入居者生活	13	567	13	567	13	567

介護事業所	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
-------	-----	-----	-----	-----	-----	-----

②サービス付き高齢者住宅等の設置状況について(2023年3月末現在)

担当課(住宅政策課)電話(0586-85-7011)FAX(0586-73-7809)

メールアドレス(jusei@city.ichinomiya.lg.jp)

	施設数	定員
サービス付き高齢者住宅	18	663
住宅型有料老人ホーム	76	2,214

(7)介護施設の夜勤形態

①職員の夜勤時の就労形態はどのようになっていますか。施設種別ごとにご記入ください。

	設置施設数	2交替(12時間以上の長時間)夜勤	3交替夜勤	2交替と3交替が混在	その他
特別養護老人ホーム	24				24
介護老人保健施設	8				8
グループホーム	25				25
小規模多機能	15				15
看護小規模多機能	2				2
短期入所	33				33

日常的に夜勤者が夜間深夜の時間帯に途中で交代する施設はない。勤務形態は、一般的に日勤・夜勤(準夜勤・深夜勤)に加え、早番・遅番等に細分化されている。

②上記施設の内、夜勤配置人員が1人になる場合がある施設数をご記入ください。(たとえ1病棟・1フロア・1ユニットであっても、実態があれば数えてください。なお、同じシフトで働くスタッフの休憩時に1人になる場合も含まれます。)

	2交替(12時間以上の長時間)夜勤	3交替夜勤	2交替と3交替が混在	その他
特別養護老人ホーム				24
介護老人保健施設				8
グループホーム				25
小規模多機能				15
看護小規模多機能				2
短期入所				33

グループホーム・小規模多機能型居宅介護・看護小規模多機能型居宅介護及びユニット型の施設(特別養護老人ホーム・介護老人保健施設・短期入所)では、夜勤配置人員が1名になる場合がある。

(8)総合事業

①総合事業の「事業対象者数」をお答えください。(1,504)人(R5.3.31 現在)

②総合事業の事業所数・利用人数

※事業所数は各年4月1日現在、利用者数は月平均(2023年度は4~6月の平均)をご記入ください。

サービス	事業所数		利用人数	
	2022年	2023年	2022年	2023年
現行の訪問介護相当の訪問介護	70	79	878	870
生活支援型訪問A(緩和した基準)	9	9	13	13
現行の通所介護相当の通所介護	99	105	2,192	2,284
通所型サービスA(緩和した基準)	15	15	150	151
通所型サービスC(短期集中予防)	1	1	209	247

(9)次期(第9期)介護保険事業計画策定委員会

①計画策定委員会の公開 (○)公開している ()公開していない

②計画策定委員の公募枠 (○)ある → 公募枠(2)人 ()ない

(10)高齢者福祉施策

①加齢性難聴者への補聴器助成・検診事業

1) 加齢性難聴者への補聴器助成を実施する予定はありますか？すでに実施済みの場合、事業名、対象者、助成額、助成実績をご記入ください。

() 予定がある (年 月から) (○) 検討中 () 予定がない
() 実施中

事業名	対象者	助成額	2022年度助成実績 (人数・金額)
			人 円

2) 加齢性難聴の検診制度がありますか？ある場合は、実施内容をご記入ください。

() ある (○) ない

--

②サロン・認知症カフェなど高齢者のたまり場事業の担い手とその内容についてご記入ください。

事業名	担い手	事業内容	補助金の有無と金額
おでかけ広場推進事業	地域住民、町内会、NP O、企業、社会福祉法人、商店	高齢者の居場所づくりのための場所を募集・認定。広場の活動を広報・周知。	無
居場所づくり整備事業補助金	地域住民、町内会、NP O、企業、社会福祉法人、商店	おでかけ広場の設置・運営する団体等に備品の購入・施設改修の経費の一部を補助。	有 (備品購入費3万円、改修費5万円を上限)
ふれあいクラブ活動支援事業	地域の営利を目的としないボランティアによる法人格を有しない団体	高齢者を対象とした介護予防事業の活動場所の賃借料を負担	無
認知症カフェ	介護事業所、病院、包括支援センター、市	認知症の人と家族、関係者がお茶を飲みながら気楽に話し合える場を提供。	無
ふれあい・いきいきサロン(社会福祉協議会事業)	地域住民	・リーダー養成講座 ・運営者交流会 ・出張サロン	一宮市社会福祉協議会において有 ・運営費補助 年額4万円(上限) ・立ち上げ時物品購入補助 年額1万5千円(上限)

③高齢者や障害者への外出支援施策について、該当項目に○印を付し、必要事項をご記入ください。

担当課(地域交通課) 電話(0586-28-8955) FAX(0586-73-9271)

メールアドレス(chiikikotsu@city.ichinomiya.lg.jp)

担当課(高年福祉課) 電話(0586-28-9021) FAX(0586-73-1019)

メールアドレス(kounenfukushi@city.ichinomiya.lg.jp)

担当課(障害福祉課) 電話(0586-28-9017・9134・9147) FAX(0586-73-9124)

メールアドレス(shogaifukushi@city.ichinomiya.lg.jp)

地域 巡 回 バ	実施の有無	(○) 実施している () していない () 検討中である
	地域巡回バスの名称	i-バス
	利用料	高齢者(200または100)円、障害者(100または50※)円 一般(200または100)円、子ども(6歳～12歳)(100または50)円

	その他特記事項	利用料欄の「子ども」は、小学生を指します。 利用料は、1乗車一律 200 円または 100 円のコースがあり、未就学児は無料です。 ※障害者の利用料は、障害者手帳等の提示による金額です。 その他、特別区間の利用料は、大人 100 円(障害者 50 円)、小学生 50 円(障害者 30 円)です。
	2022年度の運行実績	毎日運行(12月29日～1月3日を除く)
タクシー 代助成	実施の有無	(○)実施している ()していない ()検討中である
	高齢者	各対象者の要件及び助成内容 市内在住の満 85 歳以上の方に普通タクシー又はリフト付きタクシーの初乗運賃が助成される利用券を年度に最大 30 枚交付。
	障害者	(対象者の要件) 身体障害者手帳 3 級以上、療育手帳 B 以上、精神障害者保健福祉手帳 2 級以上、戦傷病者手帳、被爆者健康手帳の所持者 (助成内容) 一宮市と契約するタクシー会社等のタクシーを利用した場合に、基本料金部分を原則として年間 30 回まで助成する。
	要介護認定者	—
	2022年度の助成実績	高齢者延べ 31,218 回 助成金額 21,102,605 円 障害者延べ 55,911 回 助成金額 34,390,250 円

④住宅改修・福祉用具などの受領委任払い制度（該当に○印を付し、実績などをご記入ください）

質問項目	実施予定なし	検討中	実施している	実施年月日	2022年度実績
住宅改修			○	2007年10月1日	1,382 件
福祉用具			○	2007年10月1日	1,386 件
高額介護サービス	○				件

(11)認知症関係

①「市町村認知症施策推進計画」の作成予定は

() 年 月に作成予定 (○)作成予定は未定

②認知症の人が事故を起こした時に備える「賠償補償制度」は

(○)実施している → 保険料の補助は (○)全額補助 ()一部補助 ()補助なし
()実施していない

③認知症の無料検診事業(物忘れ検診など)を実施していますか。

()実施している → 自己負担は ()無料 ()有料 (自己負担額 円)
(○)実施していない

(12)65歳以上高齢者の障害者控除の認定について

①認定書の発行枚数実績は → 2021年度(9, 722)枚、2022年度(9, 772)枚

②障害者控除の対象者に申請書または認定書を自動的に送付していますか。

()申請書を送付している → 2021年度()件、2022年度()件
(○)認定書を送付している → 2021年度(9, 506)件、2022年度(9, 607)件
()自動的に送付していない

③65歳以上高齢者の認定書の発行要件(複数回答可)

()要支援2以上は基本的に該当する

(○)要介護1以上は基本的に該当する

()障害高齢者自立度()以上は基本的に該当する → 要介護要件 ()ある ()なし
※要介護要件がある場合は、()以上

()認知症高齢者自立度()以上は基本的に該当する → 要介護要件 ()ある ()なし
※要介護要件がある場合は、()以上

()その他、次のような基準で判断している()

2. 国民健康保険 担当課(保険年金課)(0586-28-8669)FAX(0586-73-9133)

メールアドレス(honen@city.ichinomiya.lg.jp)

(1) 国保保険料(税)等について

① 国保保険料(税)(医療給付費分と後期高齢者支援金分の合計)と法定外繰入について

	区分	定義	2022年度	2023年度
保険料・税率	所得割	旧但し書き額	× (9.0) %	× (10.5) %
	資産割	固定資産税額	× (―) %	× (―) %
	均等割	加入者1人につき	38,400 円	31,200 円
	平等割	1世帯につき	30,000 円	20,400 円
1人当たり調定額(平均保険料)※予算額			91,240 円	101,014 円
一般会計からの1人当たり法定外繰入額			予算 10,000 円	予算 10,000 円
※2022年は予算・決算、2023年は予算			決算 8,703 円	

② モデルケース別の国保保険料(税)(医療給付費分と後期高齢者支援金分の合計)について

No.	モデルケース	2022年度	2023年度
1	夫婦(40歳代)・子ども(中学生1・高校生1)の4人世帯、所得200万円(妻の年収0)(2割軽減世帯)	269,700 円	280,900 円
2	夫婦世帯(70歳代)、所得80万円(妻の年収0)(5割軽減世帯)	75,900 円	80,200 円
3	単身世帯(70歳代)、所得0円(7割軽減世帯)	13,600 円	15,400 円
4	単身世帯(70歳代)、所得100万円(軽減なし世帯)	99,100 円	111,400 円

(注) 資産割がある自治体の場合、資産税額は0円で算出してください。

③ 次年度繰越金・基金保有高

質問項目	2020年度末	2021年度末	2022年度末
第1号被保険者数 (A)	75,626 人	72,915 人	68,240 人
次年度決算繰越金 (B)	396,791,059 円	962,556,509 円	1,127,772,943 円
1人当たり繰越金 (B) / (A)	5,247 円	13,201 円	16,527 円
年度末準備基金保有高 (C)	0 円	200,001,907 円	200,019,548 円
1人当たり保有高 (C) / (A)	0 円	2,743 円	2,931 円
繰越金 + 基金保有高 (D)	396,791,059 円	1,162,558,416 円	1,327,792,491 円
1人当たり「繰越金 + 基金保有高」(D) / (A)	5,247 円	15,944 円	19,457 円

④ 保険料(税)の基礎となる所得額の算定に当たって、ひとり親・寡婦・障害者控除の対象者、扶養家族がいる世帯等に対して

1) 独自控除を設けていますか。

() 設けている (○) 設けていない () 検討中

2) 独自控除を設けている場合は、独自控除内容をご記入ください。

(2) 保険料(税)の市町村独自の減免制度

① 市町村独自の低所得者減免 → 2022年4月以降の変更は (○)ある ()ない

1) 低所得者減免を実施していますか。 ※生活保護受給期間の減免は除く

()ある (○)ない

2) 低所得者減免を実施している場合は、その要件と減免内容をご記入ください。

3) 低所得者減免を実施している場合、実績をご記入ください。

質問項目	2021年度	2022年度
保険料減免件数	件	件
保険料減免の金額実績	円	円

4) 低所得者減免に対する一般財源からの繰り入れはありますか。()ある ()ない
 ※一般会計から直接支給している場合も「ある」としてください。

②収入減少を理由にした保険料(税)減免制度(コロナ特例減免は除く)

→ 2022年4月以降の変更は ()ある (○)ない

1) 収入減少を理由にした保険料(税)減免制度がありますか。

(○)ある ()ない

2) ある場合、2023年4月1日現在の内容をご記入ください。(コロナ特例減免は除く)

前年合計所得	270 万円以下
当年合計所得見込額	—
当年合計所得見込額の減少要件割合	前年合計所得額の 2 分の 1 以下
減免割合	所得割額の 最小(一)割～最高(5)割

3) ある場合、その実績をご記入ください。(コロナ特例減免は除く)

質問項目	2021年度	2022年度
保険料減免件数	230 件	200 件
保険料減免の金額実績	8,931,900 円	7,939,900 円

③コロナ特例の収入減少を理由にした保険料(税)減免制度

コロナ特例減免の適用実績をご記入ください。

質問項目	2021年度	2022年度
保険料減免件数	119 件	34 件
保険料減免の金額実績	19,454,800 円	5,234,300 円

④市町村独自の子どもの均等割などの減免(就学前までの5割減免は除く)

1) 子どもの均等割保険料(税)の減免制度がありますか。

()ある ()検討中 (○)ない

2) ある場合、2023年4月1日現在の内容をご記入ください。

--

3) ある場合、その実績をご記入ください。

質問項目	2021年度	2022年度
保険料減免件数	件	件
保険料減免の金額実績	円	円

(3) コロナ特例の傷病手当金の適用実績

質問項目	2021年度	2022年度
申請件数	69 件	276 件
決定件数	69 件	276 件
金額実績	3,482,763 円	7,317,491 円

(4) 資格証明書・短期保険証・差押え

① 国保被保険者数・世帯数・滞納世帯数・資格証明書交付世帯数・短期保険証交付世帯数

質問項目	2022年6月1日	2023年6月1日
被保険者数	73,129 人	68,528 人
世帯数	47,543 世帯	45,107 世帯
滞納世帯数	6,647 世帯	6,796 世帯
資格証明書交付世帯数	30 世帯	0 世帯
短期保険証交付世帯数	190 世帯	351 世帯
留め置き世帯数(※1)	0 世帯	0 世帯
未交付・未更新世帯数(※2)	302 世帯	464 世帯

※1・2は、国保加入者だが、保険証・短期保険証・資格証明書が届いていない人数で、※1は「交付した保険証・短期保険証の留め置き世帯数」、※2は「保険証・短期保険証・資格証明書のいずれも交付していない未交付・未更新世帯数」

②資格証明書（2023年6月1日現在）→ 2022年4月以降の変更は（ ）ある（○）ない

1) 資格証明書の交付除外で配慮している点がありますか。

（ ）国の基準どおり実施している

（○）独自に配慮し、次の場合は交付対象から除外している

（○）高校生世代以下の子どものいる世帯

（○）障害者・母子家庭等医療費助成制度の対象世帯

（ ）病弱者のいる世帯

（○）次の場合は、交付対象から除外している

70歳から74歳の高齢受給者証交付対象世帯

2) 資格証明書発行世帯で緊急時の短期保険証への切り替えについての基準をご記入ください。

届出により

- ・世帯主が財産につき災害を受け、又は盗難にあったこと
 - ・世帯主又は生計を一つにする親族の病気、負傷
 - ・世帯主の事業の廃止、休止
 - ・世帯主の事業について、著しい損害を受けたこと
- などの場合は、資格者証の対象外(被保険者証の交付)としている。

※令和4年8月からは資格者証の発行はしていません。

③短期保険証

1) 有効期間別(交付時から有効期限が切れるまで)の交付数(2023年6月1日現在)

※資格証明書交付世帯の高校生世代以下の短期保険証は除く

・1カ月以内(60)人 ・2カ月(74)人 ・3カ月(26)人 ・4カ月(20)人

・5カ月(13)人 ・6カ月(877)人 ・1年()人 ・その他()

2) 短期保険証発行の基準をご記入ください。→ 2022年4月以降の変更は（ ）ある（○）ない

次のいずれかに該当する方に発行

- ・保険証の更新年度の前年度において、国保税に一定以上の滞納額があり、前年度の1月以降納付のない方
- ・更新年度以外の年度において課税された国保税を滞納している方のうち、市長が必要と認めたもの

④保険料(税)滞納者への差押え等

担当課(納税課)電話(0586-28-8968)FAX(0586-73-9134)

メールアドレス(nozei@city.ichinomiya.lg.jp)

1) 差押えの基準をご記入ください。→ 2022年4月以降の変更は（ ）ある（○）ない

滞納者が督促を受け、その督促に係る税をその督促状を発した日から起算して10日を経過した日までに完納しないとき。

2) 以下の件数をご記入ください。

質問項目		2021年度	2022年度	
予告通知書の発行		把握なし	把握なし	
差押え	差押え世帯数	把握なし	把握なし	
	差押え件数合計	1403	1747	
	件数内訳	不動産	134	146
		預貯金	568	849
		生命保険(内学資保険)	その他に計上	その他に計上
その他		701	752	

競売による現金化		15	7	
徴収の猶予	申請件数	3. (1)に記載	3. (1)に記載	
	許可件数	3. (1)に記載	3. (1)に記載	
換価の猶予	申請件数	3. (1)に記載	3. (1)に記載	
	許可件数	3. (1)に記載	3. (1)に記載	
	職権件数	3. (1)に記載	3. (1)に記載	
滞納処分の停止	適用件数	3. (1)に記載	3. (1)に記載	
	件数内訳	無資力	3. (1)に記載	3. (1)に記載
		生活保護	3. (1)に記載	3. (1)に記載
		生活困窮	3. (1)に記載	3. (1)に記載
		所在不明	3. (1)に記載	3. (1)に記載
その他	3. (1)に記載	3. (1)に記載		

(5) 一部負担減免制度

① 一部負担減免制度がありますか。

(○)ある () 検討中 () ない

② 相談・申請・適用の実績

質問項目	2021年度	2022年度
一部負担金の相談件数	2 件	4 件
一部負担金の申請件数	2 件	4 件
一部負担金減免の延べ件数	10 件	0 件
一部負担金減免の金額実績	28,146 円	0 円

(6) 被保険者に対する負担軽減

① 高額療養費の支給申請手続きの簡素化

1) 70～74歳(○)簡素化済み(2021年3月受診分から実施) () 検討中 () 予定ない

2) 70歳未満() 簡素化済み() 年 月受診分から実施) (○) 検討中 () 予定ない

② 所得未申告世帯に対する申告勧奨

1) 所得未申告世帯数 (1,051) 世帯

2) 所得未申告世帯に対する申告勧奨の実施方法・内容と実施世帯数

年2回(6月と11月)未申告者に対して簡易申告書を郵送し、所得の申告をするように勧奨している。令和5年6月は5,389世帯に実施した。

(7) 国保運営協議会

① 運営協議会の公開 (○) 公開している () 公開していない

② 運営協議会議事録のホームページへの掲載 (○) 掲載している () 掲載していない

③ 運営協議会委員の被保険者枠は (6) 人 そのうち、公募枠は (1) 人

3. 税の滞納について 担当課(納税課)電話(0586-28-8968)FAX(0586-73-9134)

メールアドレス(nozei@city.ichinomiya.lg.jp)

(1) 滞納者のうち地方税法第15条(納税緩和措置)の適用について、件数をご記入ください。

質問項目		2021年度	2022年度	
徴収の猶予	申請件数	20	2	
	許可件数	20	2	
換価の猶予	申請件数	13	7	
	許可件数	13	7	
	職権件数	20	10	
滞納処分の停止	適用件数	282	212	
	件数内訳	無資力	222	140
		生活保護	生活困窮に含む	生活困窮に含む
		生活困窮	48	55
所在不明	12	17		

4. 生活保護・生活困窮者支援

(1)生活保護 担当課(生活福祉課)電話(0586-28-9016)FAX(0586-73-5500)

メールアドレス(seikatsuhukushi@city.ichinomiya.lg.jp)

※生活保護利用者向けの説明パンフレット(生活保護のしおりなど)が2022年9月以降に改正された場合は、新しいパンフレットを添付してください。

①生活保護の相談件数、申請件数とその保護開始件数

質問項目	2021年度	2022年度
相談件数	796 件	1,004 件
申請件数	446 件	512 件
そのうち保護開始件数	413 件	479 件

②受給世帯数と人数

質問項目	2022年4月分	2023年4月分
受給世帯数	2,777 世帯	2,902 世帯
うち、外国人世帯数	85 世帯	89 世帯
受給人数	3,423 人	3,568 人
うち、外国人人数	117 人	124 人

③扶養照会

質問項目	2021年度	2022年度
新規申請のうち、扶養照会した世帯数	327 世帯	255 世帯
そのうち、金銭的援助が受けられるようになった世帯数	1 世帯	6 世帯

④世帯類型別被保護実世帯数(2023年4月分)

	合計	高齢世帯	母子世帯	傷病世帯	障害世帯	その他
世帯数	2,902	1,647	118	359	439	339
構成比	100%	56.8%	4.1%	12.4%	15.1%	11.7%

⑤車の保有(2022年度)

2022年度 保有世帯数	13 世帯
--------------	-------

【保有理由の内訳】

障害者の通勤・通院等	10 世帯
公共交通機関の利用が困難な地域の居住者の通勤	0 世帯
公共交通機関の利用が困難な地域の勤務先に通勤	2 世帯
深夜勤務等の業務従事者の通勤	0 世帯
その他(公共交通機関の利用が困難な場合の通院)	1 世帯

⑥エアコン設置状況

	2021年度	2022年度
生活保護世帯の内、設置件数・設置率	2,612 件(92.6%)	2,687 件(91.1%)

※以下は市のみお答えください

⑦生活保護担当職員

1)ケースワーカーの人数(内女性人数)

	正規職員数(内女性)	生保担当の 平均在任年数	非正規職員数(内女性)
2022年4月現在	34 人(10 人)	1 年 8 カ月	0 人(0 人)
2023年4月現在	37 人(8 人)	1 年 9 カ月	0 人(0 人)

2)社会福祉主事の資格がない職員数(2023年4月現在)

社会福祉主事の 資格がない職員数	正規職員	非正規職員
	0 人	0 人

3)1ケースワーカー当たりの担当受給者

	1ケースワーカー当たりの担当受給者数	
	世帯数	人数
2022年4月現在	81 世帯	100 人
2023年4月現在	78 世帯	96 人

4) 専門職としての採用(2023年4月現在)

専門職としての採用がありますか。 ()あり (○)なし

(2)生活困窮者支援

担当課(福祉総合相談室)電話(0586-28-9145)FAX(0586-73-9270)

メールアドレス(fukushi-soudan@city.ichinomiya.lg.jp)

※市民向けのパンフレットがあれば添付してください。コロナ禍での対応で作ったパンフレットもあればあわせて添付ください。

① 実施方法

	実施	運営方法	事業所数	委託先
自立相談支援	/	直営	1	
住居確保一時金窓口	/	直営	1	
一時生活支援	実施	借上	2	
就労準備支援	実施	直営	1	
就労訓練	実施	直営	1	
家計改善支援	実施	直営	1	
子どもの学習・生活支援	実施	委託	1	社会福祉協議会
町村の相談支援	未実施	-	-	-
その他()				

※実施には、「実施」「未実施」「実施予定」の別を記入ください

※運営方法は「直営」「委託」「直営+委託」「借上」の別を記入ください

※委託先は「社協」「社会福祉法人」「NPO法人」「一般社団(財団)法人」「株式会社」「生協」など種別を記入ください。複数ある場合は複数記入ください

②実施状況

	2021年度	2022年度
新規相談受付件数	1,201 件	585 件
プラン作成件数	269 件	143 件
就労支援件数	162 件	140 件
住居確保給付金新規決定	87 件	51 件
住居確保一時金再給付	49 件	21 件
一時生活支援	8 人	14 人
就労準備支援	6 人	5 人
就労訓練	0 人	0 人
家計改善支援	26 人	21 人
子どもの学習・生活支援	64 人	63 人
町村の相談支援	-	-
その他()		

5. 福祉医療など 担当課(保険年金課)電話(0586-28-9013)FAX(0586-73-9133)

メールアドレス(honen@city.ichinomiya.lg.jp)

(1)福祉医療(子ども・障害者・ひとり親・高齢者の医療費助成制度)について、2022年4月1日以降、制度(助成内容・対象範囲・対象要件・自己負担・支払方法など)を改定(予定を含む)していますか。

※該当項目に○印を付してください。

福祉医療の種類	改定なし	改定あり	改定予定あり
子ども医療費助成制度			○
障害者医療費助成制度	○		
精神障害者医療費助成制度	○		
ひとり親医療費助成制度	○		
後期高齢者福祉医療費給付制度	○		
妊産婦医療費助成制度	○		

(2) 前記(1)の質問で「改定あり」、「改定予定あり」の場合、実施年月日・改定内容をご記入ください。

(実施年月日)令和5年10月1日 (改定内容) 令和5年10月1日診療分から、18歳年度末までに受診した入院医療費について保険診療の自己負担額を助成する。

6. 子育て支援策 担当課(子育て支援課)電話(0586-28-9022)FAX(0586-73-7701)

メールアドレス(kosodate@city.ichinomiya.lg.jp)

(1)「子どもの貧困対策推進法」を受けた、貧困対策計画

①貧困対策計画の有無について ()ある(年 月策定) (○)ない

※子ども子育て支援総合計画などに含むものも「ある」としてください。

②自立支援給付金事業 (○)実施(平成17年7月実施) ()未実施

2022年度実績 (40)件 給付額(30,998,936)円

2023年度予算 (39)件 給付額(26,521,000)円

③日常生活支援事業 (○)実施(平成16年4月実施) ()未実施

2022年度実績 (19)件 給付額()円

※日常生活支援事業は、給付を行う事業ではありません。

派遣時間 110 時間、支援員への報酬 122,655 円

2023年度予算 ()件 給付額()円

※日常生活支援事業は、給付を行う事業ではありません。また、予算は件数ではなく時間数で算出しています。

派遣時間 92 時間、支援員への報酬 93,000 円

④教育・学習支援 (○)実施(2021年9月実施) ()未実施

2022年度実績 (3)カ所(63)人 実施時期(2022年9月～2023年3月)

2023年度予算 (4)カ所(70)人 実施時期(2023年9月～2024年3月)

⑤「無料塾」、「こども食堂」への支援

1)「無料塾」への支援 ()実施(年 月実施) (○)未実施

2022年度実績 ()カ所()人、2023年度予算 ()カ所()人

支援方法()

2)「こども食堂」への支援 (○)実施(令和5年4月実施) ()未実施

2022年度実績 ()カ所()人、2023年度予算 (8)カ所()人

支援方法(こども食堂を含む子どもの居場所づくりを実施する団体に対して、運営費の一部を助成。)

⑥ヤングケアラー

1)市町村独自の実態調査 ()実施した ()実施を検討中 (○)計画はない

2)ヤングケアラーへの具体的な支援内容をご記入ください。

子ども悩みごと相談では、子ども自身からの相談を含むヤングケアラーに関する相談窓口として、電話・面接・メールによる相談を受付けしている。

3)課をまたがる場合の連携について (○)連携している ()連携していない

※連携している場合、具体的にどのような課が連携していますか。

子ども家庭相談課(子ども家庭部)、学校教育課(教育部)、福祉総合相談室(福祉部)

①⑤②)担当課(子育て支援課)電話(0586-28-9022)FAX(0586-73-7701)

メールアドレス(kosodate@city.ichinomiya.lg.jp)

②③⑥)担当課(子ども家庭相談課)電話(0586-28-9141)FAX(0586-73-7701)

メールアドレス(kodomokatei@city.ichinomiya.lg.jp)

④⑤①)担当課(福祉総合相談室)電話(0586-28-9145)FAX(0586-73-9270)

メールアドレス(fukushi-soudan@city.ichinomiya.lg.jp)

(2)就学援助

担当課(学校教育課)電話(0586-85-7072)FAX(0586-73-9211)

メールアドレス(gaku@city.ichinomiya.lg.jp)

※就学援助に関する保護者向けの案内文書を添付してください。

①就学援助受給者数・予算額をご記入ください。

	2022年度	2023年度
受給者数	2,733 人	2,625 人
受給割合	8.9%	8.6%
支給額	278,971,000 円	277,895,000 円

※受給割合は、小数点第1位までご記入ください。
 ※2023年度の支給額は見込額をご記入ください。

- ②就学援助の認定対象基準をご記入ください。→ 2022年4月以降の変更は ()ある (○)ない
 生活保護基準額の(1. 2)倍・金額(世帯構成によって異なる)円
 生活保護基準額は改定前の基準額を算定している。

- ③就学援助の対象となる所得基準額(年額)をご記入ください。
 ・2人家族(母就労30歳代、子ども小学生の場合) … (約 1,750,000)円
 ・4人家族(父母とも就労30歳代、子ども小学生と4歳児の場合) … (約 2,663,000)円

- ④申請書の受付先 ()市町村窓口 ()学校 (○)窓口と学校のどちらも可

- ⑤就学援助の項目 → 2022年4月以降の変更は ()ある (○)ない
 (○)学用品費 ()体育実技用具費 ()入学準備金 (○)通学用品費 (○)通学費
 (○)修学旅行費 (○)クラブ活動費 (○)生徒会費 (○)PTA会費 (○)給食費
 (○)校外活動費(宿泊を伴わないもの) (○)校外活動費(宿泊を伴うもの)
 ()めがね・コンタクトレンズ ()卒業記念品 ()オンライン学習通信費
 (○)その他(新入学学用品費)

- ⑥日本スポーツ振興センター掛け金
 (○)就学援助の対象としている
 ()すべての児童の掛け金を公費助成している
 ()就学援助の対象とせず、すべての児童の掛け金の公費助成も行っていない

(3) 給食費の補助・減免 (就学援助家庭への減免は除く)

学校給食 担当課(学校給食課)電話(0586-28-8650)FAX(0586-81-1175)

メールアドレス(gakkokyushoku@city.ichinomiya.lg.jp)

- ①学校給食費に市町村独自の補助・減免を行っていますか。(例:半額補助、第2子以降無料など)
 → 2022年4月以降の変更は (○)ある ()ない
 ()徴収していない (○)補助・減免を行っている ()検討中 ()行っていない
 ※徴収していない、または補助・減免を行っている場合は、具体的な内容をご記入ください。

令和5年度において、1食当たりの補助額は、1・2学期は小学校 35 円、中学校 40 円、3 学期は小学校 15 円、中学校 20 円。

- ②保育施設等の給食費に国基準を上回る市町村独自の補助・減免を行っていますか。

担当課(保育課)電話(0586-28-9024)FAX(0586-73-9123)

メールアドレス(hoiku@city.ichinomiya.lg.jp)

- 2022年4月以降の変更は ()ある (○)ない
 ()徴収していない (○)補助・減免を行っている ()検討中 ()行っていない
 ※徴収していない、または補助・減免を行っている場合は、具体的な内容をご記入ください。

- ①保育所等に入所する児童が3人以上世帯の1、2人目の副食費を無料(3人目以降は国基準で無料)
 ②18歳未満の児童が3人以上の世帯の3人目以降の幼児のうち、市民税所得割額「97,000 円」未満の世帯の副食費を無料

(4) 保育

担当課(保育課)電話(0586-28-9024)FAX(0586-73-9123)

メールアドレス(hoiku@city.ichinomiya.lg.jp)

担当課(子育て支援課保育施設監査室)電話(0586-85-7003)FAX(0586-73-7701)

(○)その他(その内容 事情を聞き取り、個別対応を行っている)

③支給基準を超える支給決定件数(2023年7月時点) (63)件

(5)訪問系各サービスの支給状況(2023年7月時点)

サービス	支給者数(人)	昨年同月比(%)	最多支給時間数(時間)	平均支給時間数(時間)
居宅介護	1,013	102.1	124	18.9
重度訪問介護	17	94.4	512	219.2

地域生活支援事業

移動支援	946	113.2	80	18.5
------	-----	-------	----	------

※最多支給時間は2023年7月の1カ月。平均時間は1カ月あたりでご記入ください。

※移動支援の単価表があれば添付してください。

(6)短期入所 (2023年7月時点)

- ・短期入所支給者数(766)人、昨年同月比(99.6)%、最多支給日数(30)日、平均支給日数(7.3)日
年間180日以上利用可(短期入所)とする支給者数(2)人

(7)介護保険の被保険者が障害福祉サービスを上乗せ利用する場合の条件

→ 2022年4月以降の変更は ()ある (○)ない

()介護保険サービスのみで、必要なサービスを確保できない時

(○)何らかの条件を設けている。

()要支援の該当者は、上乗せができない。

(○)障害者手帳所持者(肢体不自由の身体障害者手帳1級所持者に限る)

()介護保険の要介護度が要介護5の者

(○)介護保険サービスの約半分以上を訪問介護が占めていること 等

※上記の条件の根拠を詳しくご記入ください。

平成12年3月24日付厚労省通知 介護保険制度と障害者施策との適用関係等について
--

8. 任意予防接種の助成 担当課(保健予防課)電話(0586-52-3854)FAX(0586-25-9388)

メールアドレス(hoken-yobo@city.ichinomiya.lg.jp)

(1) 次のワクチンの助成を実施している場合、それぞれの助成内容をご記入ください。

ワクチンの種類	対 象	助成額 (1回)	自己負担 (1回)	助成開始または予定年月
おたふくかぜ	1歳から6歳までの未就学児	2,000円	不明	令和5年5月
帯状疱疹	該当なし	円	円	
子どものインフルエンザ	該当なし	円	円	
麻しん(接種漏れの人)	該当なし	円	円	

(2) 高齢者用肺炎球菌ワクチン

① 高齢者用肺炎球菌ワクチン助成について、定期・任意それぞれの助成内容をご記入ください。

ワクチンの種類	対 象	助成額 (1回)	自己負担 (1回)	助成開始または予定年月
高齢者用肺炎球菌(定期)	予防接種法に基づく	6,100円	2,000円	
高齢者用肺炎球菌(任意)	該当なし	円	円	

② 2回目の任意予防接種を実施していますか。

()実施している → ()1回目を助成していない人が対象 ()1回目を助成した人も対象
(○)実施していない ()検討中

9. 健診事業 担当課(健康支援課)電話(0586-52-3858)FAX(0586-24-9388)

メールアドレス(kenko-shien@city.ichinomiya.lg.jp)

(1) 産婦健診を何回実施していますか。回数と開始年月をご記入ください。

回数:1回、開始年月日:平成31年4月

10. 地域の保健・医療 担当課(保健総務課)電話(0586-52-3851)FAX(0586-24-9388)

メールアドレス(hoken-somu@city.ichinomiya.lg.jp)

(1) **担当課(保健総務課)電話(0586-52-3851)FAX(0586-24-9388)**

メールアドレス(hoken-somu@city.ichinomiya.lg.jp)

(2) (3) **担当課(市民病院事務局管理課)電話(0586-71-1911 内線 2004)FAX(0586-71-1921)**

メールアドレス(b-kanri@city.ichinomiya.lg.jp)

(1) 地域の公立公的病院の病床数の変更予定 ()ある (○)ない

※ある場合、具体的にご記入ください。

(2) 自治体に公立病院がある場合、「公立病院経営強化プラン」について
経営形態の見直し予定があれば、内容をお書きください。

経営形態の見直し予定はありません。

(3) 自治体独自の医師、看護師等医療従事者の確保対策

→ 2022年4月以降の追加・変更は ()ある (○)ない

確保対策がありますか ()ある ()検討中 (○)ない

※ある場合、具体的にご記入ください。

--

【2】国または愛知県に対して既に意見書を提出している項目と提出年月日を教えてください。

※2022年9月以降の提出分をご記入ください。

	意見書の種類	提出年月日
国	①75歳以上の2割負担をはじめ患者負担増の計画中止を求める意見書	提出していません
	②国民健康保険の国庫負担引き上げ等を求める意見書	提出していません
	③安心できる年金制度を求める意見書	提出していません
	④介護保険制度の改善を求める意見書	提出していません
	⑤介護従事者の労働環境の改善を求める意見書	提出していません
	⑥子どもの医療費無料制度創設を求める意見書	提出していません
	⑦障害児・者の「暮らしの場」の整備を求める意見書	提出していません
	⑧コロナ感染症に係る医療・介護・福祉・保育等への支援を求める意見書	提出していません
県	①福祉医療制度を守り、拡充を求める意見書	提出していません
	②子ども医療費助成制度の拡充を求める意見書	提出していません
	③国民健康保険への支援を求める意見書	提出していません
	④コロナ感染症に係る医療・介護・福祉・保育等への支援を求める意見書	提出していません

※2022年9月以降に【2】に関する国または県に提出した意見書の写しを添付してください。

☆ご協力ありがとうございました。